

衝突被害軽減制動制御装置の適用免除

- 適用免除範囲
 - 道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有するもの。
- 改正概要
 - 車両前部に特殊な装備を有するため、ミリ波レーダーの取付等、技術的に衝突被害軽減制動制御装置を備えることが困難な消防車、除雪車及び散水車等について、衝突被害軽減制動制御装置の装着義務を免除する。

＜適用免除車両例＞



- 改正時期(予定)
平成 28 年6月
- 適用免除開始時期(予定)
平成 28 年6月